

県立中部病院放射線治療センター改修工事 (建築)

令和 6 年度

沖縄県立中部病院

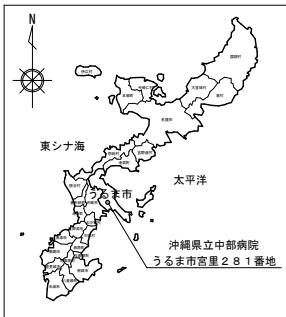
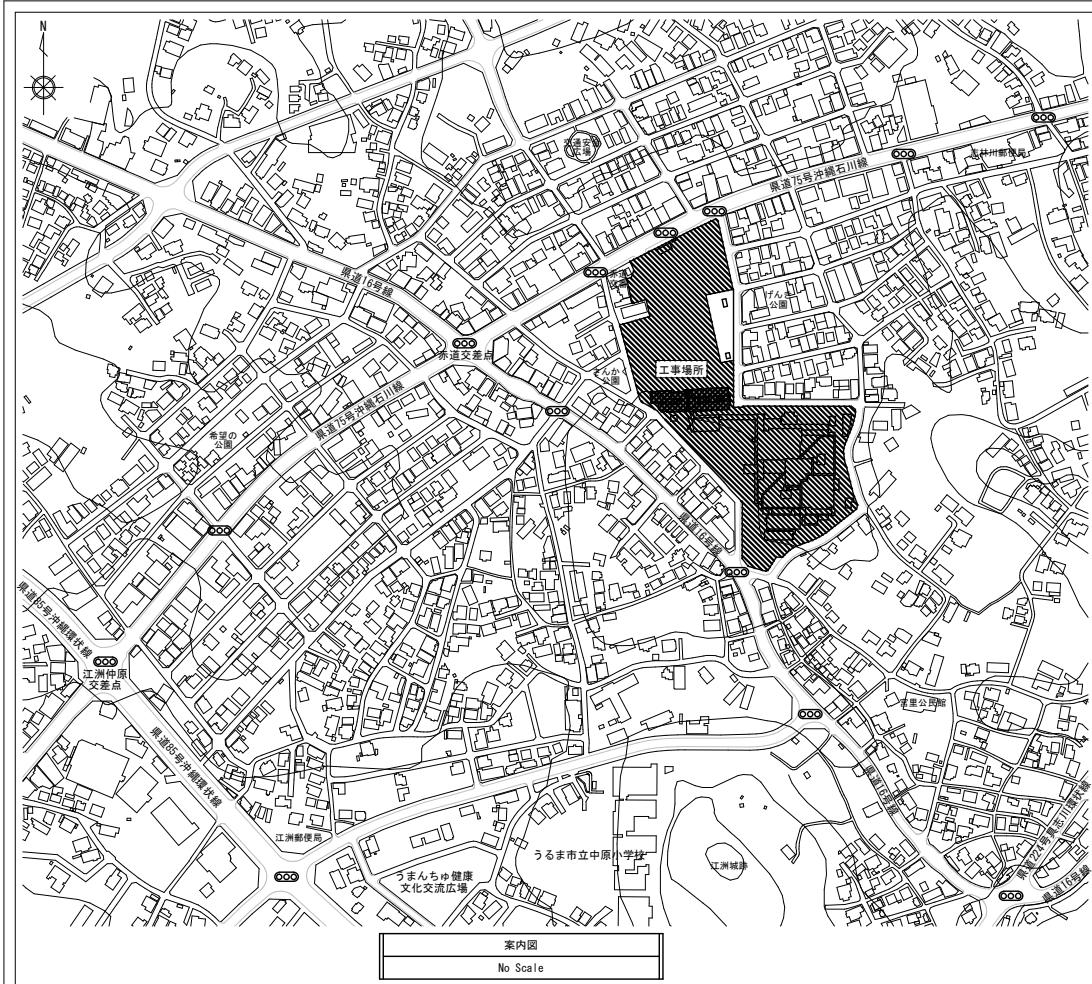
工事名称	県立中部病院放射線治療センター改修工事					工事年度	令和 6 年度	
工事場所	沖縄県うるま市宮里 281 番地					図面名称	表紙	
発注機関	沖縄県立中部病院					縮尺	A1 : - A3 : -	
摘要						図面番号	A - 00	
設計者	課長		班長	主幹	担当者	名 称	株式会社エール・ジーアー	
						資格者氏名	一級建築士 大臣登録 第 250432 号	
捺印						池間 守		
						登録番号	事務所登録番号 第 11-644 号	
						所在地	沖縄県浦添市大平 2-19-11	

建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部 令和5年7月改定版																	
1 工事概要		(4) 工事監理業務への協力等 イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。 ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。 エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。 (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて 本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。		章 項 目	特記事項			(11) 施工中の安全確保及び環境保全等(1.3.7)(1.3.11)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
(1) 工事名 : 県立中部病院放射線治療センター改修工事					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
(2) 工事場所 : うるま市宮里281番地他 (地域地区等:第1種中高層住居専用地域)					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
(3) 敷地面積 : 38,405.80 m ² 第1種住居地域					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
(4) 工事種目 : 改修工事 ア 建築物 建築物の名称 中部病院南病棟 主要用途 病院 構造及び階数 RC造 地上5階PH1階 工事種別 改修工事 建築面積 1,779.50m ² m ² m ² 延べ面積 m ² m ² m ²					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
イ 工作物及び立木 工作物等の名称 数量					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
2 本工事の設計時期 本工事の設計書は、令和5年11月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
3 建築工事仕様 (1) 標準仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁營繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」[令和4年版](以下「標準仕様書」という。)による。					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
(2) 特記仕様 ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 イ 特記事項は、「」に○印の付いたものを適用する。 「」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。 「」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
ウ 項目及び特記事項に記載の(. .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 エ 特記事項に記載の(参- . .)は、国土交通省大臣官房官庁營繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)[平成31年版]巻末の各部附録参考図の当該項目を示す。					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
4 その他 (1) 公共事業労務費調査に対する協力 ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要な事項を正確に記入し、必要な協力を行われなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を製造・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならぬ。					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策 受注者は、当該工事の施工に当たって沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)に基づき、次に記述する事項を遵守しなければならない。なお、違反したこと判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								
ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。					(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア パックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 國土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。								

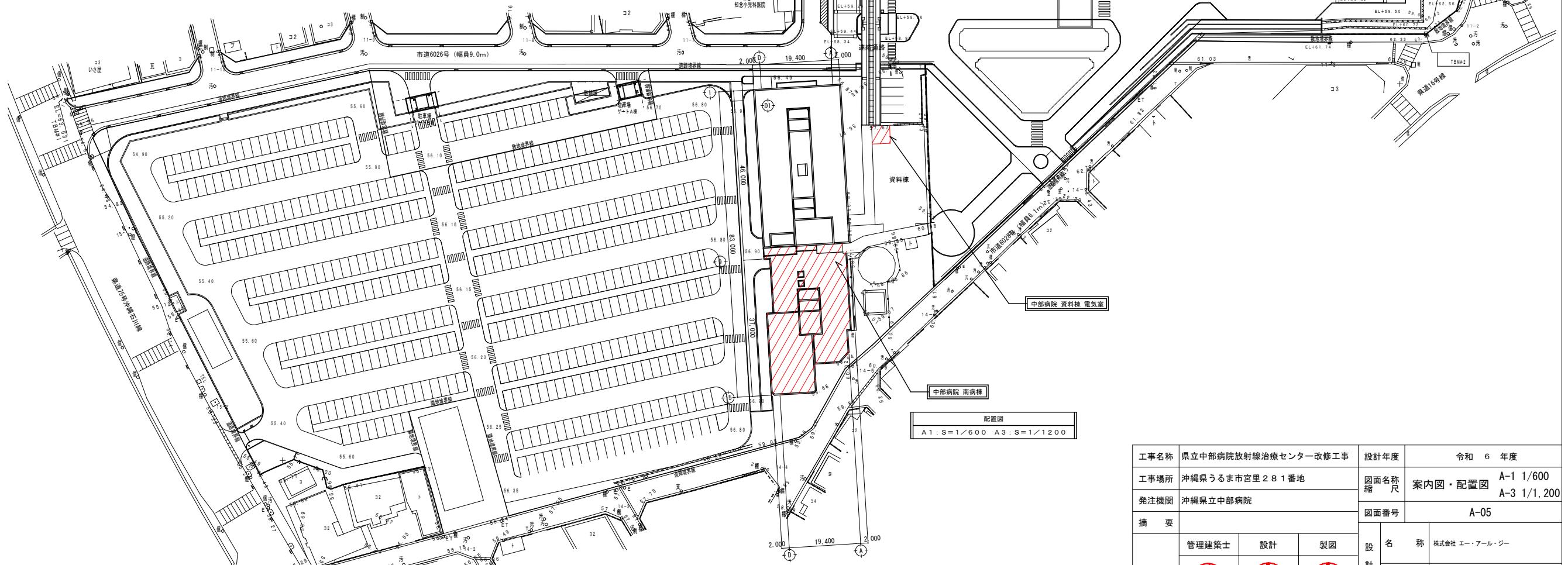
④ 外壁 改 修 工 事	1 外壁改修工法の種類等 (4.1.4)	(1) コンクリート打放し仕上げ外壁 (4.2.2)～(4.2.8)						--	---------	--------	------		改修の内容	改修工法の種類	使用する材料	特記事項		ひび割れ部改修					欠損部改修					・自動低圧式エポキシ樹脂注入工法におけるエポキシ樹脂の注入量:注入口1箇所当たり【mm】					・手動式エポキシ樹脂注入工法における注入口間隔: 【mm】					・機械式エポキシ樹脂注入工法における注入口間隔: 【mm】				(2) モルタル塗り仕上げ外壁 (4.3.2)～(4.3.16)						---------	---------	--------	------		改修の内容	改修工法の種類	使用する材料	特記事項		ひび割れ部改修					欠損部改修					浮き部改修					目地改修工法				(3) タイル張り仕上げ外壁 (4.4.1)～(4.4.17)						---------	---------	--------	------		改修の内容	改修工法の種類	使用する材料	特記事項		ひび割れ部改修					欠損部改修					浮き部改修					目地改修工法				(4) タイルの種類 (4.5.2)～(4.5.6)									---------------------------------	-------	-------	-----	----	---	----		施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	備考		・タイルの試験張り:【・行う・行わない】								・タイルの見本焼き:【・行う・行わない】								・外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着性試験: 【】							(5) タイル張り工法 (4.5.7)～(4.5.10)						--------	-----	----	--------------		タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等		--------	-----	----	--------------	(6) 塗り仕上げ外壁 (4.5.2)～(4.5.6)							------------------	-------------	-------	----	----------		仕上塗材の種類 (呼び名)	種類 (呼び名)	仕上げの形	工法	下地処理の方法等		------------------	-------------	-------	----	----------		⑥ 鋼製建具 (5.4.2) (表5.2.1) (表5.4.1)	(1) 建具の性能等							------	-----	-----	------	---------		施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)		------	-----	-----	------	---------	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級						-------------	------	----	----		ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考		・簡易気密型ドアセット				(3) 鋼板の種類: 【・JIS G 3302 ・ JIS G 3317】	⑦ 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.3)	(1) 建具の性能等								----	------	-----	-----	--------	------		種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所		----	------	-----	-----	--------	------	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級						-------------	------	----	----		ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考		・簡易気密型ドアセット				(3) ピニール被覆鋼板:【・使用する・使用しない】 (4) カラー鋼板の適用:【・使用する・使用しない】	⑧ ステンレス製建 具(5.6.2) (表5.2.1) (表5.4.1)	(1) 建具の性能等							------	-----	-----	------	---------		施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)		------	-----	-----	------	---------	(2) 表面仕上げ:【※HL ・バイプレーション ・鏡面 ・】	⑨ 木建具 (5.7.2)	(1) かまち戸 かまちの樹種: 、鏡板の樹種: (2) ふすま 上張りの種類: 、縁の仕上げ:	⑩ 建具用金物 (5.8.2) (5.8.3) (表5.8.1)	(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法図示						----	-------	----------	----		形式	金物の種類	見え掛り部の材質	備考		----	-------	----------	----	(2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。	⑪ 鍵 (5.8.4)	(1) マスターキー:【○製作する・製作しない】 (2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。	⑫ 自動ドア開閉装置 (5.9.2)(表5.9.4)	(1) 戸の開閉方法:【・引戸 ○開き戸 ・折戸 ・図示】 (2) センサーの種類:	⑬ シャッター (5.11.2)(5.12.2) (5.12.4)	(1) シャッターの種類:【・重量() ・軽量】 耐風圧強度: (3) 重量シャッターの場合のシャッターケース: 【・設ける・設けない】 (4) スラットの形状: 【・インターロッキング形 ・オーバーラッピング型】	⑭ オーバーヘッド ドア (5.13.2)	(1) 耐風圧性能の区分: (2) 開閉機能:【※バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式】 (3) 収納形式による区分:	⑮ ガラス (5.14.2)(5.14.4) (5.14.5)	(1) ガラスの種類及び厚さ等					--------	-----	----		ガラスの種類	厚さ等	備考		--------	-----	----	(2) ガラス留め材				-------	----		建具の種類	材種		-------	----	(3) 熱線反射ガラスの映像調整: (4) ガラスブロックの材料及び工法									-----	----------	----	-----------	-----	---	----------		表面形	呼び寸 法	厚さ	壁用金 属枠	補強材	色	金属化 粧		-----	----------	----	-----------	-----	---	----------		⑯ その他	(1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しきあ り対策協会発行) I 新築建築物しきあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所に準ることとし、建築物の外周処理を含む。 (2) 处理薬剤:(公社)日本しきあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。 (3) 处理方法:「防除施工標準仕様書」 I 新築建築物しきあり 予防処理標準仕様書 3 処理の方法に準ずる。また、土間 コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmボ リエチレンフィルム敷きを行う。	⑰ 防蟻・防蟻・防 虫処理(6.5.5)	(1) 土壌の防蟻処 理 (2) 土壤の防蟻処理 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しきあ り対策協会発行) I 新築建築物しきあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所に準ることとし、建築物の外周処理を含む。 (2) 处理薬剤:(公社)日本しきあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。 (3) 处理方法:「防除施工標準仕様書」 I 新築建築物しきあり 予防処理標準仕様書 3 処理の方法に準ずる。また、土間 コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmボ リエチレンフィルム敷きを行う。	⑲ 防蟻処理、防虫 処理の施工及 び保証 (6.6.3)(6.6.4)	(1) 伸縮目地材の位置は、図示による。 (2) タイルの種類									------	-------	-------	-----	----	---	----		施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	備考		------	-------	-------	-----	----	---	----	(3) タイルの試験張り:【・行う・行わない】 (4) タイルの見本焼き:【・行う・行わない】 (5) 壁タイル張りの工法等						--------	-----	----	--------------		タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等		--------	-----	----	--------------		⑳ 軽量鉄骨天井 下地 (6.6.3)(6.6.4)	(1) 軽量鉄骨天井下地 野縁受、吊りボルト及び インサートの間隔	㉑ ビニル床シート 等 (6.8.2)(6.8.3)	(1) 既存の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行わない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉒ 既設資材の処理及び処分方法: ①既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既存床仕上材					----	----	----		既存	工法	備考		----	----	----	(2) 木下地等 (6.5.1)(6.5.2) (表6.5.1)	(1) 木材(下地材)の含水率: ※A種 ・ B種 木材(造作材)の含水率: ※A種 ・ B種 (2) 製材 【○「製材の日本農林規格」による ・「製材の日本農林規格」以外による】 【○下地用針葉樹製材 ○造作用針葉樹製材 ・広葉樹製材 ・】								------	----	----	------------	-----	---------------		施工箇所	樹種	寸法	等級又は 品質	含水率	防虫処理・ 難燃処理		------	----	----	------------	-----	---------------		㉓ 既設資材の処理及び処分方法: ②木下地等 (6.5.1)(6.5.2) (表6.5.1)	(3) 造作用集成材 【○「集成材の日本農林規格」による ・「集成材の日本農林規格」以外による】 【・造作用集成材 ・化粧ぱり造作用集成材 ・化粧ぱり構造用集成材 】								------	----	----	--------	-----	---------------		施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	化粧薄板の厚さ 図示		------	----	----	--------	-----	---------------	(4) 造作用単板積層材 【・「单板積層材の日本農林規格」による ・「单板積層材の日本農林規格」以外による】							------	----	-------	-----	------		施工箇所	厚さ	表面の品質	含水率	防虫処理		------	----	-------	-----	------	(5) 床張り用合板等 【・普通合板 ○構造用合板】							------	----	----------	-------	--------------		施工箇所	樹種	厚さ品質、等級等	接着の程度	防虫・強度等 図示		------	----	----------	-------	--------------	(6) パーティクルボード								------	----	--------	------	-----	-----		施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性		------	----	--------	------	-----	-----	(7) 構造用パネル					------	----	----		施工箇所	厚さ	等級		------	----	----		㉔ 既設資材の処理及び処分方法: ③既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しきあ り対策協会発行) I 新築建築物しきあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所に準ることとし、建築物の外周処理を含む。 (2) 处理薬剤:(公社)日本しきあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。 (3) 处理方法:「防除施工標準仕様書」 I 新築建築物しきあり 予防処理標準仕様書 3 処理の方法に準ずる。また、土間 コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmボ リエチレンフィルム敷きを行う。	㉕ 既設資材の処理及び処分方法: ④既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 土壌の防蟻処 理 (2) 土壤の防蟻処理 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しきあ り対策協会発行) I 新築建築物しきあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所に準ることとし、建築物の外周処理を含む。 (2) 处理薬剤:(公社)日本しきあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。 (3) 处理方法:「防除施工標準仕様書」 I 新築建築物しきあり 予防処理標準仕様書 3 処理の方法に準ずる。また、土間 コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmボ リエチレンフィルム敷きを行う。	㉖ 既設資材の処理及び処分方法: ⑤既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行わない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉗ 既設資材の処理及び処分方法: ⑥既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) ピニール床シートの材料及び工法							------	-------	----	----	----------		施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ	熱溶接工法の適用		------	-------	----	----	----------	(2) ピニール床タイル、ゴム床タイル					------	---------	-----		施工箇所	種類(・形状)	厚さ等		------	---------	-----	(3) 特殊機能床材の適用: 【・帯電防止床シート又は床タイル・視覚障害者用床タイル ・耐動荷重性床シート・防滑性床シート又は床タイル】					------	---------	-----		施工箇所	種類(・形状)	厚さ等		------	---------	-----		㉘ 既設資材の処理及び処分方法: ⑦既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行わない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉙ 既設資材の処理及び処分方法: ⑧既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行わない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉚ 既設資材の処理及び処分方法: ⑨既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行わない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉛ 既設資材の処理及び処分方法: ⑩既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉜ 既設資材の処理及び処分方法: ⑪既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉝ 既設資材の処理及び処分方法: ⑫既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉞ 既設資材の処理及び処分方法: ⑬既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉟ 既設資材の処理及び処分方法: ⑭既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉟ 既設資材の処理及び処分方法: ⑮既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉟ 既設資材の処理及び処分方法: ⑯既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉟ 既設資材の処理及び処分方法: ⑰既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉟ 既設資材の処理及び処分方法: ⑱既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉟ 既設資材の処理及び処分方法: ⑲既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉟ 既設資材の処理及び処分方法: ⑳既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉟ 既設資材の処理及び処分方法: ㉟ 既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉟ 既設資材の処理及び処分方法: ㉟ 既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉟ 既設資材の処理及び処分方法: ㉟ 既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉟ 既設資材の処理及び処分方法: ㉟ 既設床の撤去 等 (6.2.1)	(1) 既設の埋込みインサート:【・使用する ○使用しない】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験: 【・行う(荷重 N程度) ○行かない】 (4) 各補強の方法は、図示による。	㉟ 既設資材の処理及び処分方法:

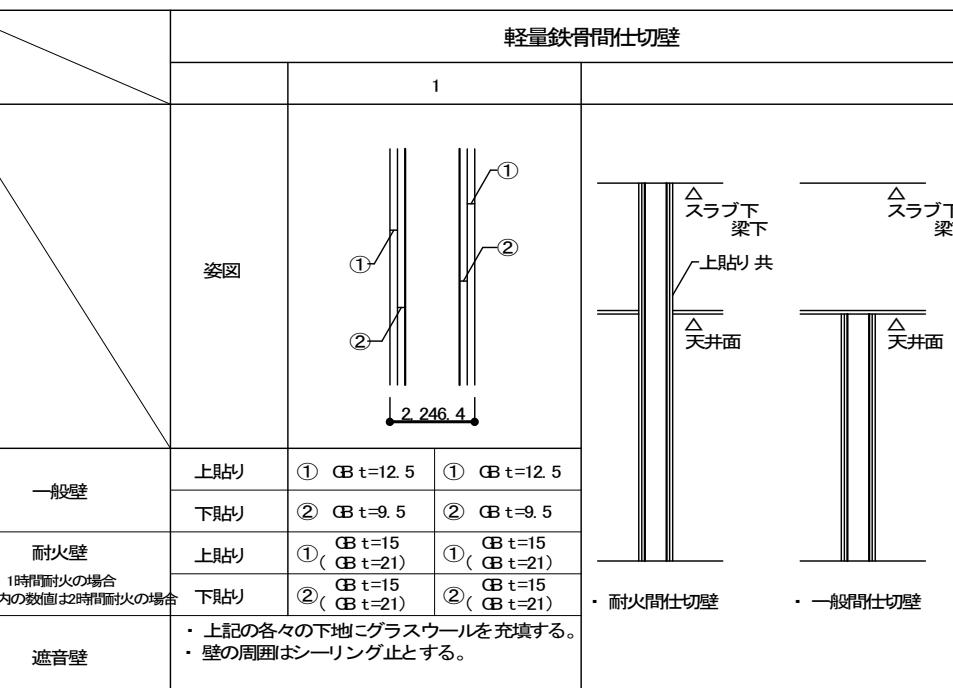
8 耐震改修工事	1 既存部分の撤去等	(1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4) (8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度:(8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様:(8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	<p>(8.15.3)(8.15.4)(8.15.7)(8.15.12)</p> <p>(8.17.4)(8.18.2)(8.18.3)</p> <p>(8.20.5)</p> <p>(8.26)(8.21.3)</p> <p>3 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 (8.21.8)(8.21.10)(8.3.7)</p> <p>4 鉄骨ブレース設置工事 (8.13.10)(8.22.9)</p> <p>5 柱補強工事 (8.23.5)(8.23.6)(8.23.7)(8.24.7)</p> <p>6 耐震スリット新設工事 (8.25.2)</p> <p>7 免震・制震改修工事 (8.26.7)(8.26.10)(8.26.13)(8.27.4)(8.27.6)(8.27.8)(8.26.17)(8.27.4)</p> <p>8 既存杭の撤去等 (8.28.2)</p> <p>9 その他</p> <p>1 石綿含有建材の除去工事 (9.1.1)</p> <p>2 石綿含有吹付け材の除去 (9.1.3)</p> <p>3 石綿含有保溫材等の除去 (9.1.4)</p> <p>4 石綿含有成形板の除去 (9.1.5)</p> <p>5 作業主任者等配置</p>	(7) 溶接 ア 技能資格者の技能付加試験:【・行う・行わない】 イ 開先の形状等 ■ 開先の形状 エンドタブの有・無及び適用箇所 スカラップの形状 溶接部の試験	5 外断熱改修工事 (9.2.2)	断熱材 種類 厚さ	外装材 種類 防火性能	備考
	2 材料及び品質 (8.2.1)	(1) 鉄筋 ア 鉄筋の種類等 ■ 種類の記号 呼び名(mm) 備考		(8.17.4)(8.18.2)(8.18.3)	(9.2.3)(9.2.4)	既存外壁仕上材撤去 下地面清掃 下地欠損部改修方法 通気層の有無・厚さ		
	(8.3.4)(8.4.2)	イ 鉄筋の継手 ■ 施工部位 繰手の種類 備考(重ね継手の長さ等)		(8.20.5)	6 断熱・防露改修工事	工法	断熱材の種類	厚さ
	(表8.3.4)	ウ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。】		(8.26)	7 屋上緑化改修工事 (9.4.2)(9.4.3)	芝等の種類 見切り材等 かん水装置 既存保護層等の撤去		
	(8.4.2)(8.4.3)	エ 帯筋組立の形 ■ 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 ■ 【・(参考-)による。・図示】		(8.2.13)	8 透水性アスファルト舗装改修工事 (9.5.3)	(1) 既存舗装の撤去: 路床	盛土の材料 フィルター層材 厚さ	路床安定処理 実施する試験
	(8.3.8)	オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承認を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法: キ 圧接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 ク 機械式継手の種類:・図示・		(8.21.8)(8.21.10)(8.3.7)	(9.5.4)(9.5.5)(9.5.9)	(2) 路盤、舗装 ■ 路盤の厚さ 舗装の厚さ 開粒度アスファルト混合物抽出試験		
	(8.2.2)	(2) 溶接金網 ■ 網目の形状 寸法 鉄線の経 備考				(3) ジオテキスタイルの適用及び品質: ■ (4) 構成及び厚さ:【・図示による(A-)・】		
	(8.2.4)	(3) あと施工アンカー ア あと施工アンカーの材料 ■ 種類 引張耐力 せん断耐力 径・埋込み深さ アンカー及び接合筋 確認強度 ■ 金属系 ■ 接着系			⑩ その他	1 県産瓦葺 ■ (1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。 ■ (2) 沖縄県技能評価認定期度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中ににおいて次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。 ■ 【・1名以上配置 ・施工面積 m ² につき、 級技能評価試験に合格した者を1名配置】	① 作業域内部の清掃 ■ ② 作業域内部の二次清掃。(病院側) ■ ③ ピニールによる廊下及び作業場所のしきりを設置。	
	(8.12.4)	イ アンカーレースの新設壁内への定着長さ:【】 ウ あと施工アンカーの性能確認試験: 【・実施する・実施しない】 エ 埋込み配管等の探査の範囲及び方法は、図示による。				2 感染対策について ■ (1) 対策の内容 ■ 作業期間中 作業終了後 ■ 1 排気/換気システムが汚染されないよう作業場所のHVAC (病院側)の点検及び環境清掃システムを隔離する。 ■ 2 作業開始前に作業場所を他部署と分ける防護壁を設置 ■ 3 建築廃材は全體を密閉しての高いプラスチックで覆われたカートのようなもの)) ■ 4 配送用のかご類は蓋をする(又はテープ)でカバーする。 ■ 5 HEPAフィルター付き掃除機で作業場所を清掃する(毎日)。 ■ 6 洗剤/消毒薬を用いて湿式清掃(モップ)する(毎日)。	④ 作業③が終了したら防護壁の撤去を行う(工事側) ■ ⑤ 防護壁の上端及び下端は気流の排出がないようにガムテープなどによる目張りを行う。(工事側) ■ ⑥ 作業場所の防護壁設置等 ■ ⑦ 作業場所の廊下及び作業場所のしきりを設置。 ■ ⑧ 作業場所の二次清掃後は環境も含めて清掃を行い、その後にミニティ、ピニールのしきりを解除する。(病院側)	
	(8.1.3)(8.9.1) (表8.1.1) (表8.9.1)	(4) コンクリート ア コンクリートの種類等 ■ 気乾単位容積質量による種類 類別等 設計基準強度(F _c) 施工部位 ■ 普通コンクリート ※ I 類 ■ 軽量コンクリート ■ II 類 ■ 普通コンクリート ※ I 類 ■ 軽量コンクリート ■ II 類 ■ 普通コンクリート ※ I 類 ■ 軽量コンクリート ■ II 類 イ 材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。 ウ セメントの種類: 【※普通ポルトランドセメント・フライアッシュセメントB種・】 エ フライアッシュセメントB種の適用箇所:【・図示・】 オ 骨材のアルカリシリカ反応性による区分:※A・B カ コンクリート打放し仕上げの種別等 ■ 仕上げの種別 打増し厚さ 施工部位 備考				■ (1) 支承材又は減材 ■ 材質 諸元 防錆処置 寸法許容差 設置後の仕上げ ■ (2) 性能確認試験の項目及び数量:【】 ■ 製品検査 ■ 項目 内容 判定基準 検査頻度等 ■ (4) 支承材の耐火被覆の適用:【・有り(仕様:)・なし】 ■ (5) 検査の項目及び数量:【】 ■ (6) エキスパンションジョイントの仕様及び工法は、図示による。		
	(8.1.4)(表8.1.4) (8.7.8)	イ 既存杭の撤去等 ■ 施工部位 種類 気乾単位容積質量 ■ 1種 2種 ク 水又は土に接する軽量コンクリートの使用 ・有り【使用箇所:・図示・】 ケ コンクリートの打込み工法:【・流込み工法・圧入工法】 (5) 鋼材 ア 鋼材の種類等 ■ 記号の種類 適用箇所 備考 ■ 形状及び寸法は、図示による。				■ (1) 撤去範囲及び撤去方法:図示による。 ■ 既設資材の処理及び処分方法:		
	(8.17.4) (8.18.2)(8.18.3)	イ 鋼止め塗料の種別:【・A種・B種】 ウ 耐火被覆の種別及び性能 ■ 種類 所要性能及び摘要箇所						
	(8.2.14)	エ 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験: (6) 高力ボルト ア 高力ボルトの種類等 ■ 種類 径 縫端距離 間隔 ゲージ 備考 ■ すべり係数試験:【・実施する・実施しない】 試験の方法、試験片の摩擦面の処理:【・図示・】						
	(8.2.9)(8.13.2)							
	(8.14.2)							

工事名称	県立中部病院放射線治療センター改修工事	工事年度	令和 6 年度
工事場所	沖縄県うるま市宮里281番地	面積名称	建築改修工事特記仕様書(その4)
発注機関	沖縄県立中部病院	縮 尺	-
摘要		図面番号	A-04
検印	管理建築士 設計 製図   	名 称 設計者氏名 登録番号 所在地	株式会社エー・アール・ジー 1級建築士 250432号 池間守 事務所登録番号 11X-644号 沖縄県浦添市大平2-19-11

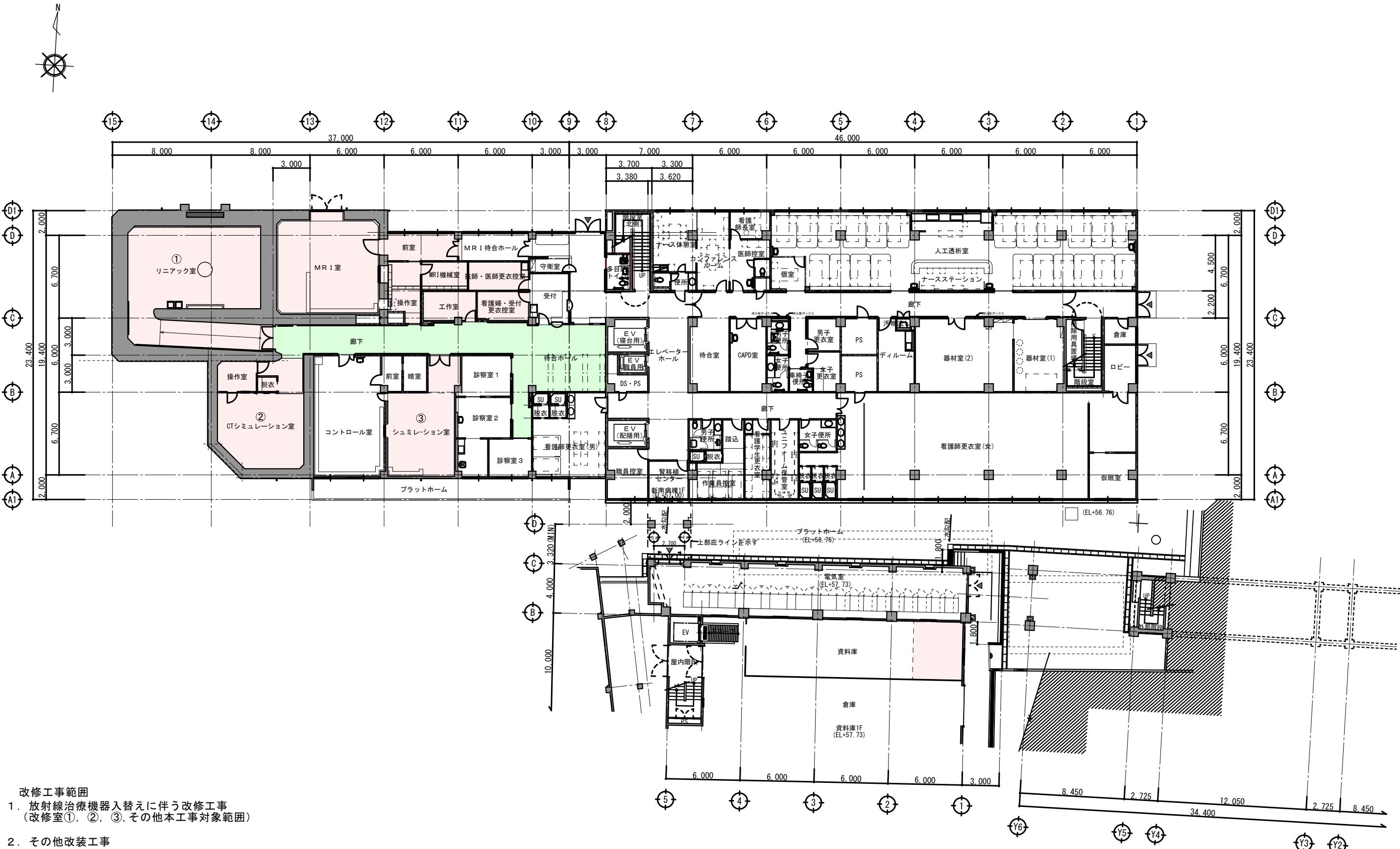


建物概要		工事概要	
施設名	所在地	工事種別	改修工事
沖縄県立中部病院	沖縄県うるま市宮里281番地	工事対象	本工事：南病棟1階図示部分（1階平面図（現況）を参照）
敷地面積	38,405.80m ²		
建物名称	中部病院南病棟	特記事項	
構造	鉄筋コンクリート造		
階数	地上5階、P H階1階		
主要用途	病院		
建築面積	1,779.50m ²		
延床面積	6,137.70m ²		
既存竣工年	新築時：昭和56年（1981年）、改修時：平成14年（2002年）		





工事名称	県立中部病院放射線治療センター改修工事			設計年度	令和 6 年度	
工事場所	沖縄県うるま市宮里281番地			図面名称 縮 尺	A-1 —	
登注機関	沖縄県立中部病院				A-3 —	
商 要				図面番号	A-06	
金 印	管理建築士	設計	製図	設計者	名 称	株式会社 エー・アール・ジー
					資格者氏名	1級建築士 250432号 池間 守
					登録番号	事務所登録番号 11X-644号
					所 在 地	沖縄県那覇市大宜味2-19-11



改修工事範囲

1. 放射線治療機器入替えに伴う改修工事
(改修室①, ②, ③, その他本工事対象範囲)

2. その他改修工事

※ 廊下、待合ホールの天井張替及び壁面補修塗装含む

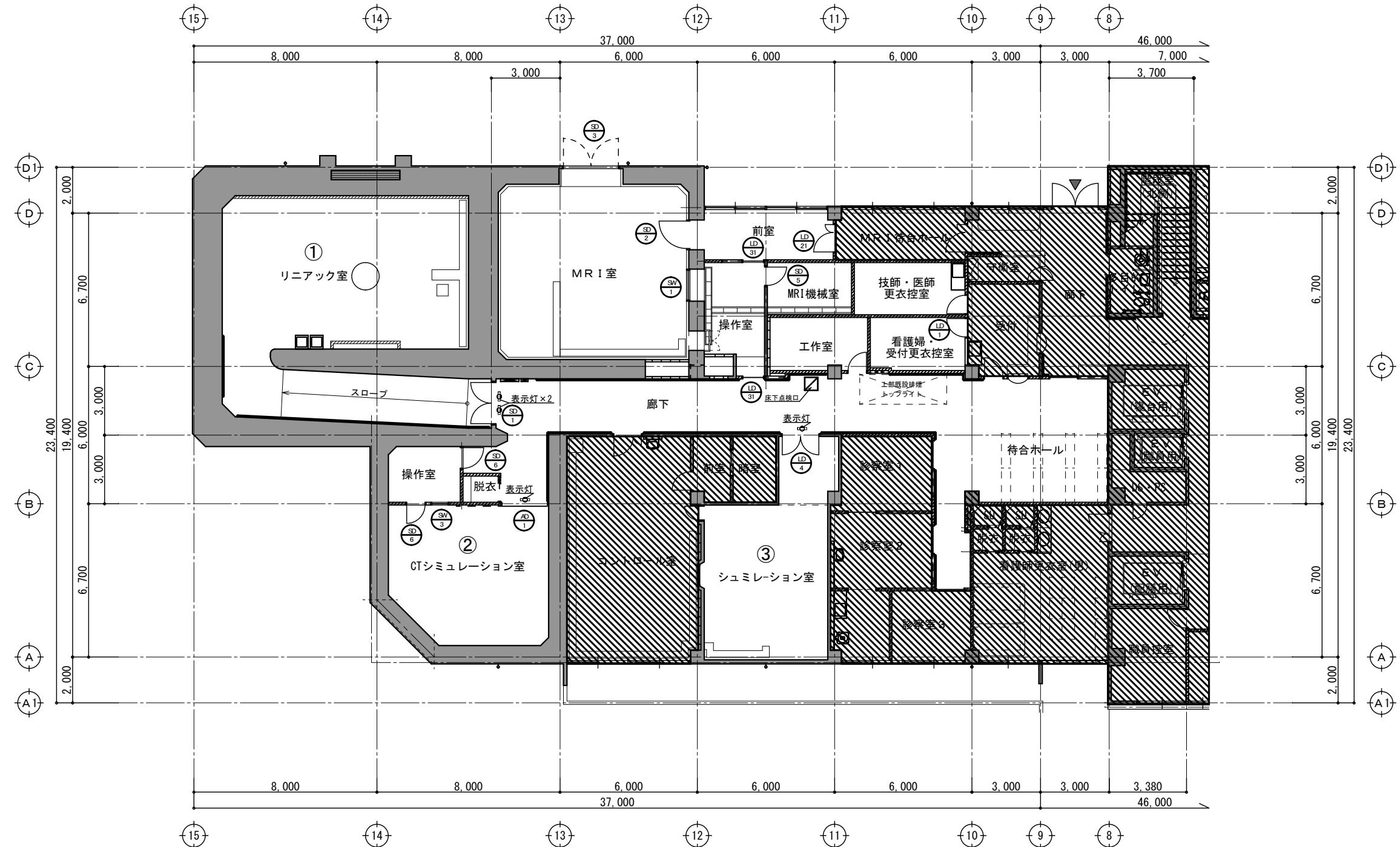
3. 多目的トイレ排水管は、改修工事エリア外多目的トイレの排水管と接続

本工事対象範囲A
(放射線治療機器入替えに伴う内装改修工事)

本工事対象範囲B
(廊下、待合ホールの天井張替及び施工の影響に伴う床・壁面補修工事)

1階現況平面図(工事範囲)
A-1 1/150 A-3 1/300

工事名称	県立中部病院放射線治療センター改修工事		設計年度	令和 6 年度
工事場所	沖縄県うるま市宮里281番地		図面名称	1階現況平面図-(工事範囲)-
発注機関	沖縄県立中部病院		図面番号	A-1-1/150-A-3-1/300-A-07
摘要				
設計者	名 称	株式会社 エー・アール・ジー	管理建築士	
	資格者氏名	1級建築士 250432号 池間 守	設計	
	登録番号	事務所登録番号 11X-644号	製図	
	所在	沖縄県浦添市大平2-19-11	検印	



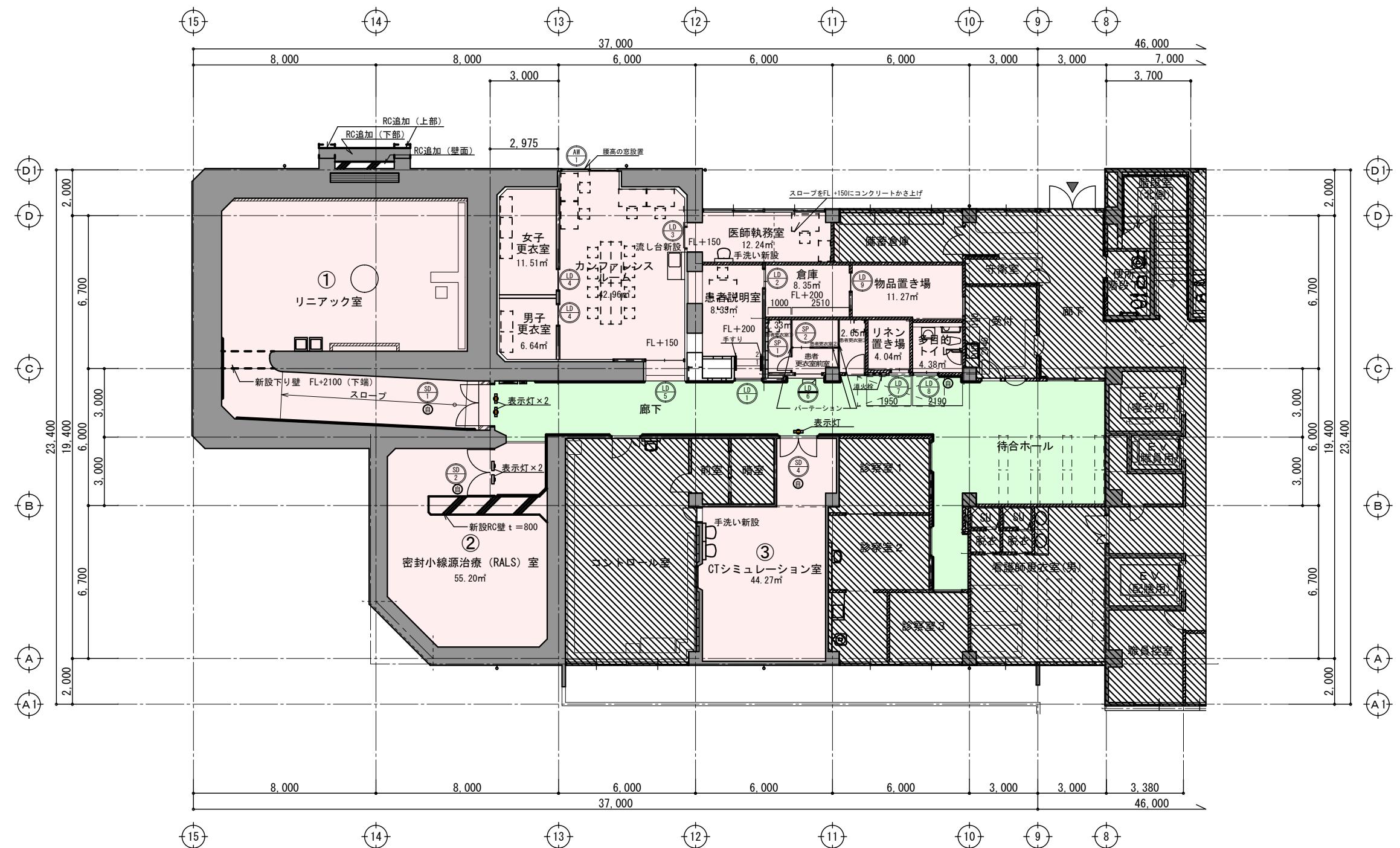
凡 例	
	鉄筋コンクリート柱・壁 (昭和56年・1981年・新築竣工)
	鉄筋コンクリート柱・壁 (平成14年・2002年・改修竣工)
	コンクリートブロック壁 (昭和56年・1981年・新築竣工)
	コンクリートブロック壁 (平成14年・2002年・改修竣工)
	軽量鉄骨壁 (平成14年・2002年・改修竣工)
	主要出入口
	本工事範囲外を示す

撤 去 凡 例	
	撤去建具
	仮設間仕切り

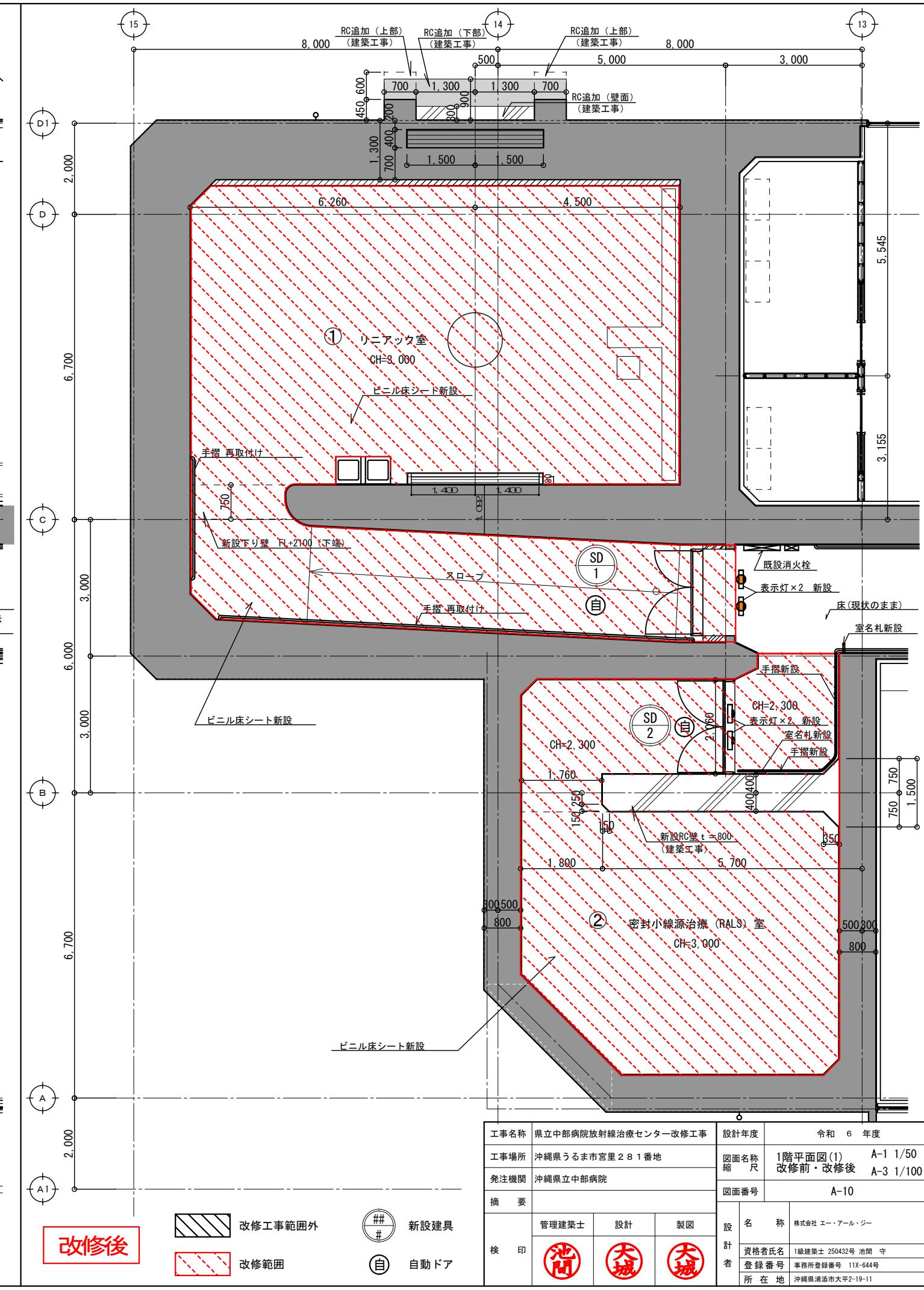
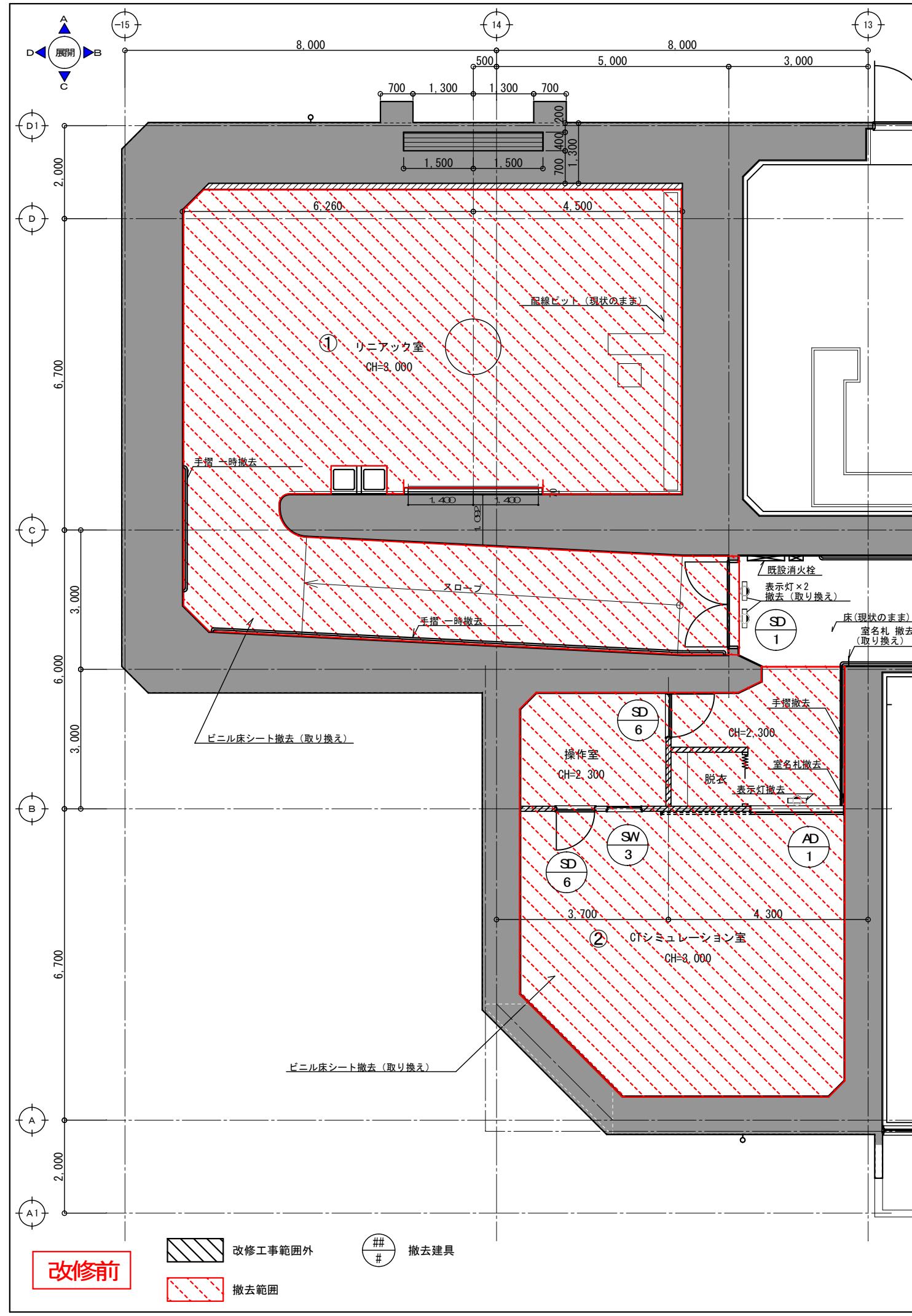
1階平面図 改修前
A 1 : S = 1 / 100 A 3 : S = 1 / 200

工事名称	県立中部病院放射線治療センター改修工事		設計年度	令和 6 年度
工事場所	沖縄県うるま市宮里281番地		図面名称	1階平面図 A-1 1/100
発注機関	沖縄県立中部病院		縮尺	改修前 A-3 1/200
摘要			図面番号	A-08
設計者	名 称	株式会社 エー・アール・ジー	管 理 建 築 士	
	資 格 者 氏 名	1級建築士 250432号 池間 守	設 計	
	登 錄 番 号	事務所登録番号 11X-644号	製 图	
検印	大城	大城	大城	所在 地

N
↑



工事名称		県立中部病院放射線治療センター改修工事	設計年度	令和 6 年度
工事場所		沖縄県うるま市宮里281番地	図面名称	1階平面図 A-1 1/100
発注機関		沖縄県立中部病院	縮尺	改修後 A-3 1/200
概 要			図面番号	A-09
設 計 者	名 称	株式会社 エー・アール・ジー	管 理 建 築 士	大城
	資 格 者 氏 名	1級建築士 250432号 池間 守	設 计	大城
	登 录 番 号	事務所登録番号 11X-644号	製 图	大城
	所 在 地	沖縄県浦添市大平2-19-11		



工事名称	県立中部病院放射線治療センター改修工事	設計年度	令和 6 年度
工事場所	沖縄県うるま市宮里 281 番地	図面名称	1階平面図(1) A-1 1/50
発注機関	沖縄県立中部病院	図面番号	A-3 1/100
概要		名 称	株式会社 エーアールジー
設計者		資格者氏名	1級建築士 250432 号 池間 守
		登録番号	事務所登録番号 11X-644号
		所在	沖縄県浦添市大平2-19-11

